

鳥取県における保育士養成のあり方について
報 告 書

平成24年8月
保育士養成のあり方検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	鳥取県における保育の現状	1
	（1）保育所等入所児童の現状	
	（2）保育施設の現状	
	（3）保育士養成の状況	
3	鳥取県立保育専門学院の状況	6
	（1）設置目的・沿革	
	（2）入学状況	
	（3）卒業生の進路	
	（4）教育の特色及び教員配置	
	（5）授業料	
	（6）施設設備の状況	
	（7）施設運営の収支状況	
4	全国の指定保育士養成施設の状況	10
	（1）全国の状況	
	（2）全国の公立指定保育士養成施設（専修学校・各種学校）の状況	
5	保育の質の向上に向けた県の取組	12
	（1）現任保育士研修の実施	
	（2）1歳児に係る保育所保育士の特別配置	
6	鳥取県における保育士養成の課題と今後のあり方	13
	（1）検討に当たっての前提	
	（2）今後の保育士養成のあり方について	
	（3）今後の県の役割について	
7	おわりに	19
【参考資料】		
	都道府県別指定保育士養成施設の設置状況	21
	鳥取県における保育士等需要の将来推計	22
	必要経費の比較	25

1 はじめに

保育所は、従来から児童福祉施設として保育に欠ける子どもへの保育の提供施設として重要な役割を果たしてきたが、近年、市町村合併等による保育所の統廃合が進むとともに、保護者の就学前の保育・教育ニーズに対応するため、教育と保育を総合的に提供すること（以下いわゆる「幼保一体化」という。）への対応が求められている。

また、保育所保育士には多様な保育サービスの提供、児童虐待や発達気になる児童への対応、保護者支援など高度な専門性・保育士の質の向上が求められてきている。

鳥取県では、昭和31年に保育専門学院を設立し、これまで県内に多くの保育士を輩出し、本県の保育ニーズに応じてきたが、施設の狭隘化など、課題への対応が求められている。

少子化に伴い就学前児童の数が減少傾向にある中、鳥取県では、これらの課題を踏まえ、今後の保育士養成のあり方について検討するため、平成23年度に「保育士養成のあり方検討委員会」を立ち上げ、検討を行ってきたところである。

検討委員会の検討結果を次のとおり報告する。

2 鳥取県における保育の現状

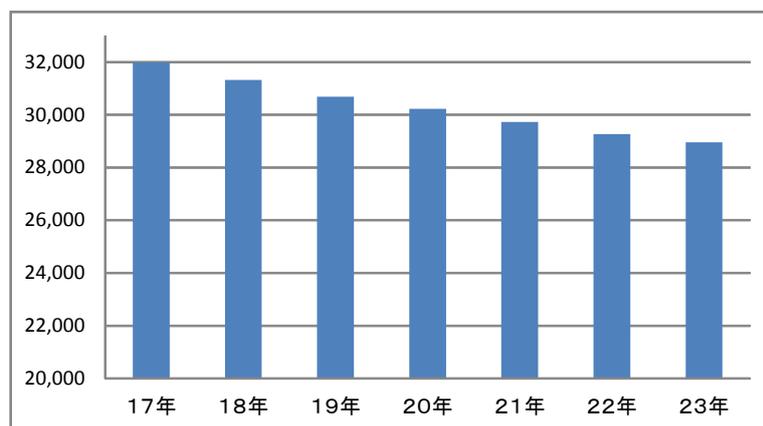
(1) 保育所等入所児童の現状

ア 就学前児童数(0～5歳)の推移

出生数は、平成18年5,186人、平成19年5,015人、その後4,000人台に減少推移し、平成23年は4,931人と5年ぶりに増加に転じたものの、過去5年間で2,555人減少(△4.9%)している。

これに伴い、就学前児童数(0～5歳)も平成17年の31,988人から平成23年28,958人と、過去6年間で3,030人減少(△9.4%)しており、少子化の進行により、今後さらに就学前児童数の減少が予測される。(「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計：国立社会保障・人口問題研究所)により、平成32年には現在の約8割となることが予測。)

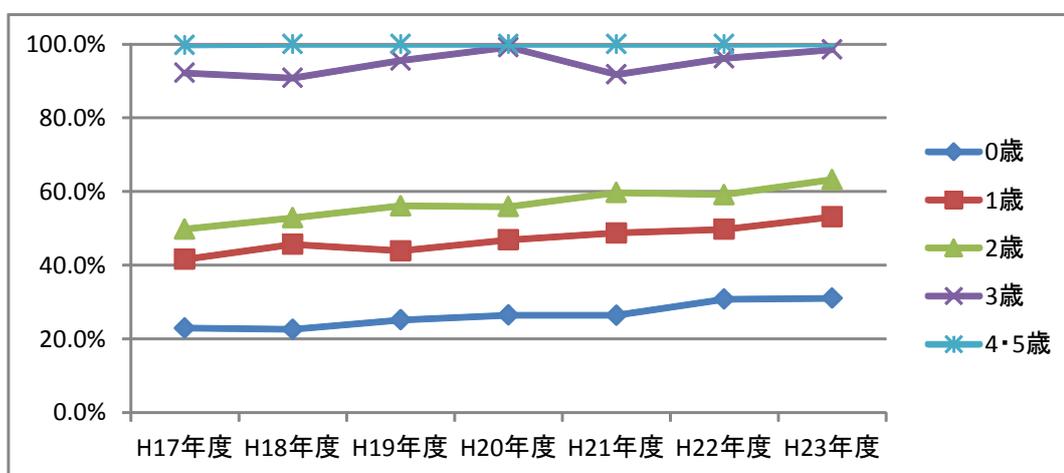
<就学前児童数の推移>



イ 保育所等入所児童数の推移

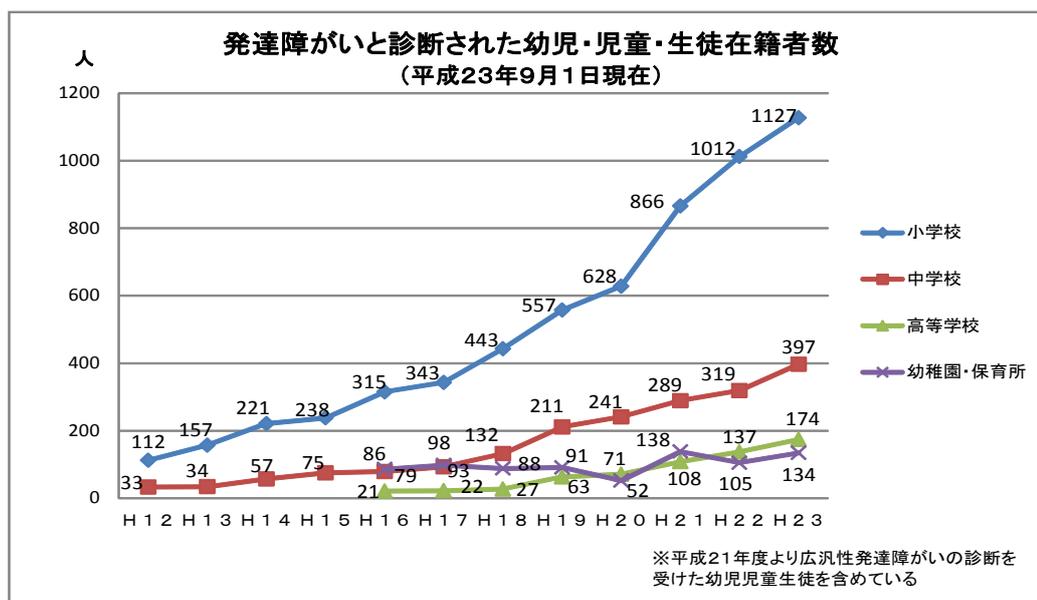
保育所及び幼稚園の入所児童数（保育所10月1日現在、幼稚園5月1日現在）は、少子化の進行により、平成18年度21,442人、平成22年度21,112人、平成23年度21,288人と過去5年間で154人減少(△0.7%)している。一方、0～2歳児の保育ニーズは、平成18年度5,778人、平成22年度6,407人、平成23年度6,567人と過去5年間で789人増加(13.6%の増)している。特に、0歳児については、平成18年度957人から平成23年度1,237人(29.2%の増)と増加が大きい。

<年齢別保育所等入所率の推移>



ウ 発達障がい児童・生徒数の推移

発達障がいの診断を受けている幼児・児童・生徒のうち、園・学校が把握している幼児・児童・生徒数は年々増加している。



(2) 保育施設の現状

県内の女性就業率が高いことや就労形態の多様化に伴い、延長保育、一時保育、病気の回復期などで集団保育が困難な児童を対象にした病児・病後児保育、発達の気になる子への支援など多様な保育ニーズに対応する保育所が増加している。

公立・民間認可保育所の数は、過去5年間200～190カ所で推移し、やや減少傾向にある。これは、少子化や市町村合併に伴う保育所の統廃合、休園が影響しているものと思われ、平成23年度現在、県内6市町村において、統廃合計画が検討（約30園、県内保育所数の15.7%減）されている。

一方、就学前の保育・教育ニーズに対応する新しい選択肢として「認定こども園」制度が平成18年10月に導入され、県内においても平成23年4月に3園が開設となったのを始め設置が進んでいる。平成24年4月現在11施設が設置され、平成25年4月までに2施設が設置される予定であり、その他の幼保一体化施設（認定こども園の認定は受けていないが、同様の機能を有する施設）を含めると17施設となる。

なお、認定こども園の認定を受ける場合、当該施設に設置される職員のうち、満3歳以上の子どもの保育に従事する者については、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有が望ましいとされている。

<特別保育実施施設の推移>

年度		18	19	20	21	22	23
保育施設数		200	197	193	193	191	192
特別 保 育 事 業	乳児保育	56	37	38	38	36	40
	延長保育	109	133	133	132	112	127
	一時保育	37	40	45	45	61	62
	休日保育	5	5	5	6	7	8
	病児病後児保育	12	16	16	17	17	17
	障がい児保育	107	123	116	115	131	122
子育て支援センター		46	47	47	47	46	46

<保育施設数の推移>

年度	18	19	20	21	22	23
公立保育所	143	139	135	135	133	129
民間認可保育所	57	58	58	58	58	63
認可外保育施設	35	38	36	37	36	43

< 幼保一体化の推移 >

類型	H 2 3 年 4 月	H 2 4 年 4 月	H 2 5 年 4 月 (予定)
認定こども園	3 施設	1 1 施設	1 3 施設
幼保一体化施設	2 施設	4 施設	4 施設
合計	5 施設	1 5 施設	1 7 施設

(3) 保育士養成の状況

ア 保育士養成の推移

昭和31年6月に県内初めての養成施設として鳥取県立保育専門学院が開校（定員50名）となった。その後、昭和46年に鳥取女子短期大学（現鳥取短期大学。幼児教育科は定員50名。その後、定員を変更し、現在120名。）が開校され、平成17年に鳥取大学地域学部地域教育学科に保育士・幼稚園教諭の養成課程（定員10名）が開校された。

< 県内の保育士養成施設の入学定員の推移 >

年 度	S31	...	S46	...	S51	...	H6	...	H17	H18	...	H24
県立保育専門学院	50	...	50	...	50	...	50	...	50	50	...	50
鳥取短期大学			50	...	150	...	100	...	100	120	...	120
鳥取大学									10	10	...	10
入学定員合計	50	...	100	...	200	...	150	...	160	180	...	180

< 就学年限、資格取得等 >

保育士養成施設名	人数(1学年定員)	就学年限	取得資格
県立保育専門学院	50	2年	保育士 (通信; 幼免2種)
鳥取短期大学(幼児教育保育学科)	120	2年	保育士、幼免2種
鳥取大学地域学部	10	4年	保育士、幼免1種

イ 保育士登録者数の推移

児童福祉法の改正により、平成15年11月から保育士登録制度が導入され、保育士として保育所等で勤務するためには各都道府県の登録を受けなければならなくなった。(申請時に住民票の所在地の都道府県に登録。その後の住所変更に伴う変更登録はない。)

現在、本県では、平成23年度末7,024人の保育士が登録されている。平成17年以降、年度により登録者数にばらつきがあるが、近年の単年度あたりの保育士登録者数は300人前後とほぼ横ばいである。

<保育士登録者数の推移>

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
保育士登録者数	2,697	1,842	443	548	327	276	304	268	320	7,024
(内新卒者)	(216)	(271)	(250)	(255)	(230)	(190)	(213)	(203)	(210)	(2,038)

ウ 保育士試験合格者の推移

保育士資格を取得するためには、保育士養成施設において必要な科目を履修し卒業するか、保育士試験に合格するかのどちらかが必要である。過去8年間の鳥取県における保育士試験の受験者数は982人、合格者は159人で、合格率は16.1%である。年度によりばらつきがあるが、概ね10名～20名前後の合格者となっている。

<保育士受験者等の推移>

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
受験者数	101	125	115	113	121	133	138	136	982
合格者数	13	27	19	29	14	24	12	21	159

エ 県内における保育士等供給状況

近年の新卒者の県内就職状況は、県内及び県外の養成施設卒業者をあわせると約125～145人となっている。そのうち鳥取短期大学の卒業生が約50人強、保育専門学院の卒業生が約30人弱で、両校で全体の6割強を占めている。

現任保育士に占める割合を見ると、県外養成校卒業者が5割近くを占めているが、近年の県内就職状況では4割を下回っている。

【県内保育所・幼稚園への新卒者就職状況・現任保育士に占める割合】

区分 (定員)	新卒者の県内就職状況						年平均		現任保育士に占める割合		
	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	人数	構成比	H18	H21	
県内	鳥短(120)	47	45	56	59	54	49	51.6	40.1%	29%	29%
	保専(50)	35	32	30	23	21	28	28.1	21.8%	22%	18%
	鳥大(10)	0	0	3	3	1	1	1.3	1.0%	0%	0%
	小計(180)	82	77	89	85	76	78	81.0	62.9%	51%	48%
県外養成施設	不明	47	56	40	不明	不明	47.7	37.1%	46%	49%	
合計	—	124	145	125	—	—	128.7	100%	97%	97%	

※「現任保育士に占める割合」は H18、H21 県調査に基づく数値であるが、保育士試験を経て保育所に勤務する者があることから、合計は100%にならない。

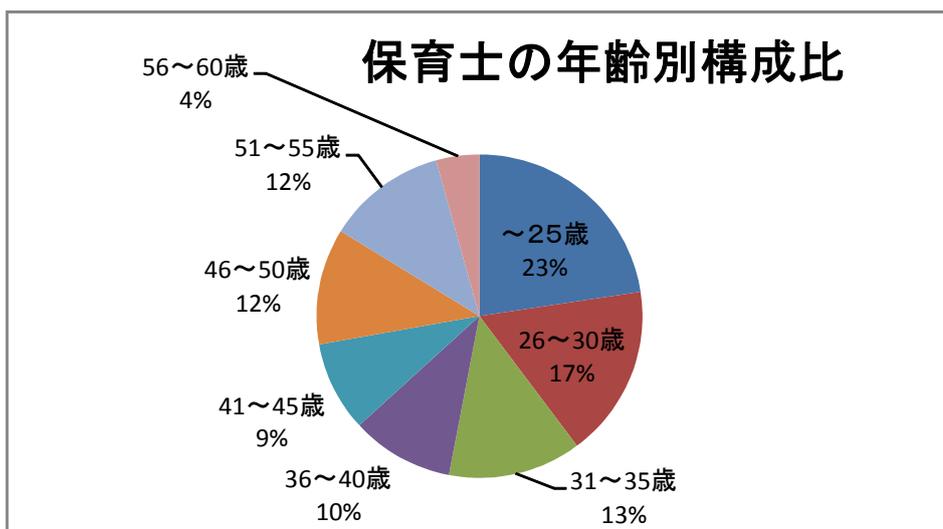
※データの制約により、「年平均」の合計人数は、H20.4～H22.4の平均値と一致しない。

オ 県内保育士の雇用環境

保育所に従事する保育士の年齢構成は、30歳以下が全体の約4割を占めており最多であるが、結婚・出産等を契機に退職する保育士がいることから、31歳以上45歳以下の子育て世代の保育士が相対的に少ない状況にある。

また、保育士の雇用形態については、非正規（常勤、パート）が約50％であり、ほぼ半数を占めている。

①年齢別構成比（保育所職員で無資格者を含む）



(H21 県調査)

②雇用形態

		平成 21 年
保育所で働く保育士数		2,983 人
内	正規職員	1,519 人 (50.9 %)
	非正規職員 (常勤)	952 人 (31.9 %)
訳	非正規職員 (パート)	512 人 (17.2 %)

(H21 県調査)

3 鳥取県立保育専門学院の状況

(1) 設置目的・沿革

県立保育専門学院は、児童福祉法施行令に基づく指定保育士養成施設であり、昭和31年6月に県立河北農業高校（倉吉市上井）の一部を仮校舎として開学された。昭和52年4月には、現在の地に校舎及び寄宿舎を新築移転するとともに、佛教大学通信教育学部と連携し、幼稚園教諭2種免許の取得が可能となった。平成24年3月までに卒業生は2,442名に至っている。

なお、佛教大学と保育専門学院の学籍を同時に有することができないため、学校教育法

上の位置付けは各種学校となっている。

(2) 入学状況

国の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」（以下「指定基準」という。）で、指定保育士養成施設の学生定員は100名以上と規定されており、保育専門学院の入学定員は50名に設定されている。近年の入学者数は定員を下回る状況が続いている。

<入学生の状況>

年度	応募者	入学者	出身地域			
			東部	中部	西部	県外
20	49	40	20	8	8	4
21	60	36	18	8	5	5
22	95	46	18	15	8	5
23	98	47	13	19	12	3
24	60	35	9	16	7	3

※ 平成22年度以降の応募者は、前期及び後期試験の延べ人数である。

(3) 卒業生の進路

保育専門学院は昭和31年の創設以来、卒業生の多くが保育所に就職（過去5年間の保育所への平均就職率は約74%）する等、県内の保育所における保育士の需要に対応してきた。

また、佛教大学通信教育学部と提携し、幼稚園教諭2種免許の取得が可能となったことから、昭和52年度卒業生から幼稚園への就職実績が認められるが、近年、佛教大学受講者のうち、幼稚園教諭2種免許を取得できた者の割合は3割を下回る状況にある。

<卒業生の状況>

年度	卒業生数	就 職 先					
		保育所	幼稚園	児童福祉施設	社会福祉施設	その他(進学等)	未就業
19	39人	29人	5人	2人		3人	
20	37人	30人	2人	3人		1人	1人
21	33人	23人	2人	4人	1人	2人	1人
22	37人	27人	1人	6人		2人	1人
23	42人	30人	3人	4人	3人		2人
卒業生に占める割合 (5年平均)		74%	7%	10%	2%	4%	3%

<幼稚園教諭免許の取得状況>

佛教大学受講状況				卒業時の免許取得状況		
	入学 人数	左のうち 受講者	受講率		人数	取得率
H18年度入学生	42	33	79%	H19年度卒業生	25	76%
H19年度入学生	37	30	81%	H20年度卒業生	24	80%
H20年度入学生	40	32	80%	H21年度卒業生	23	72%
H21年度入学生	36	32	89%	H22年度卒業生	9	28%
H22年度入学生	46	34	74%	H23年度卒業生	10	29%

(4) 教育の特色及び教員配置

保育専門学院では1学年50人で、学生の理解状況等にあわせたきめ細やかな学習指導・生活指導を行うとともに、保育実務を重視した授業を行っている。

また、保育所での乳児実習や子育て支援センターでの実習など、独自の実習を組み入れ、充実した保育実習を実施している。

教員配置については、指定基準では教科担当職員を入学定員50人につき6人以上設置することが必要であるところ、現状では5人（平成24年4月1日現在）の配置にとどまっているが、本年度中に指定基準を満たす予定である。

また、保育専門学院は、教科目の6割以上を外部講師に依存している状況にある。

<修業必要単位数と専任・非専任の別（H23年度実績）>

区 分		就業科目単位数	
		専任教員 (4名)	外部講師 (34名)
講 義	38単位	6.9単位	31.1単位
演 習	43単位	15.5単位	27.5単位
実 習	10単位	10単位	—
実 技	1単位	—	1単位
合 計	92単位	32.4単位 (35%)	59.6単位 (65%)

(5) 授業料

入学金は5,550円、年間授業料は112,800円(月9,400円)である。この他、教材、実習、自治会経費として2年間で40万円が必要であるほか、佛教大学の通信教育を活用して幼稚園教諭第2種免許を取得する学生については、約60万円が必要となる。なお、保育専門学院は、学校教育法上の学校ではないことから、公的奨学金の対象外となっている。

<必要経費>

		県立保育専門学院
必要経費	入学金	5,550円
	授業料等	・月額9,400円 2年間で225,600円 ・佛教大学通信教育を受講する場合 600,000円+スクーリング経費 3泊4日×2回、1泊2日×1回 (約6万円程度)
	その他	・教材、実習、自治会費等 1年次：190,000円 2年次：210,000円
	2年間の必要経費	・佛教大学通信教育を受講する場合 約129万円 ・佛教大学通信教育を受講しない場合 約63万円
支援制度	奨学金制度	・公的奨学金の対象外
	貸付金制度	・県社協生活福祉資金貸付事業による貸付 上限：400万円 貸付要件：低所得世帯(前年所得の1/12が生活保護費の2倍額未満の世帯であること)等
	減免制度	・授業料等の減免(保護者の疾病等により授業料等の支弁が困難な場合)⇒毎年3割前後の学生が全額、半額免除の対象となっている。

(6) 施設設備の状況

現在の保育専門学院の学舎は、昭和52年に建築されてから30年以上経過しており老朽化が進行している。

また、同一建物内に倉吉総合看護専門学校が併設されており利用できるスペースに限りがあることから、講義室が狭隘化しているとともに、指定基準に定める施設基準(保育演習室、研究室等)を満たしていない状況にある。

<施設基準の充足状況>

指定基準に定める必要施設等	保育専門学院の状況
運動等に利用するための適当な空地	駐車場になっており利用困難
講義室	定員に対して教室が狭い
演習室、実験室、実習室	保育演習室がない他、実験室、実習室がない
所長室、会議室、事務室、研究室	専任教員用の研究室がない
図書室、保健室	倉吉総合看護専門学校と共用利用

(7) 施設運営の収支状況

平成23年度の収入は13,070千円であるが、支出は75,682千円であり、差額の62,612千円は県費負担となっている。過去4年間の平均県費負担額は、65,929千円である。

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
学生数	77人	73人	87人	92人	
収支	収入	9,461千円	9,345千円	11,936千円	13,070千円
	支出	80,790千円	79,108千円	71,950千円	75,682千円
	差額	△71,329千円	△69,763千円	△60,014千円	△62,612千円

※収入は、授業料収入、入学料収入等。支出は、人件費、施設管理費、事業費。

4 全国の指定保育士養成施設の状況

(1) 全国の状況

平成12年頃から大学、短大による保育士養成課程が急速に増え、ここ10年間でおよそ1.8倍の入学定員増となっている。

<指定保育士養成施設の状況(全国)>

	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H23
施設数	333	386	439	503	563	586	587
入学定員	31,396人	33,898人	38,678人	45,678人	54,505人	55,072人	55,012人

※ H20までは厚生労働省資料(第1回保育士養成課程等検討会)より引用。H22以降は厚生労働省に聞き取り。

都道府県別に人口1万人当たり(0歳から4歳まで)の入学定員数を見ると、鳥取県は74.44人(全国26位)であり、全国平均(92.49人)を下回る状況にある。(最高は、京都府の168.15人。最低は、和歌山県の26.77人)【参考資料1参照】

(2) 全国の公立指定保育士養成施設(専修学校・各種学校)の状況

平成20年度までは、都道府県のうち8県が指定保育士養成施設(専修学校・各種学校)を運営していたが、少子化の進行や民間の指定保育士養成施設の施設数及び入学定員が増加していること等を踏まえ、栃木県、群馬県、香川県、熊本県では施設が廃止され、平成24年4月1日現在、指定保育士養成施設(専修学校・各種学校)を運営しているのは、富山県、石川県、長野県、鳥取県の4県になっている。

<近年、廃止を決定した都道府県の状況>

都道府県名	廃止理由
栃木県 【平成20年度末に廃止】	県内の保育士の供給が過剰状態であり、廃止をしても保育士の需給バランスに特段問題が生じない。保育士・幼稚園教諭免許の2つの資格を取得できるようにするためには改めて人材の確保と多額の物的投資が必要であるが現状では困難である。
熊本県 【平成20年度末に廃止】	民間で十分対応できる「新任保育士の養成」は民間に任せ、現在課題となっている「現任保育士の育成」について役割を果たすことが適当である。従って、今後の県の役割を現任保育士の研修に特化、充実させる。
群馬県 【平成21年度末に廃止】	県が新任保育士の養成を行うことについては役割を終えたと考える。今後は、県の役割として保育現場で働く保育士全体の資質向上に向けて検討整備する必要がある。
香川県 【平成22年度末に廃止】	他に保育士養成の受け皿があること、施設の耐震化に約9億円かかるほか、多様化・高度化するニーズに対応するための教育課程の充実や専任教員の確保に一定の負担があるため廃止を決定。

<施設を継続して運営している都道府県の状況>

都道府県名	状況
富山県【保育専門学院】 ○法的性格：専修学校 ○幼稚園教諭免許：取得不可	平成18年1月に行革推進委員会において廃止も含めた見直しの提言があったが、国において子育て支援に係る制度見直しが行われており、現在はその状況を注視。
石川県【保育専門学園】 ○法的性格：専修学校 ○幼稚園教諭免許：取得可能	平成18年4月1日に保育士資格を取得後、更に専門的に学ぶ専攻科を新設するとともに、幼保一体化の動きを踏まえて、平成24年4月1日から大阪芸術大学短期大学部通信教育部と連携して、幼稚園教諭免許の取得が可能となるように見直しを実施。
長野県【福祉大学校】 ○法的性格：専修学校 ○幼稚園教諭免許：取得不可	平成27年度に県立短期大学を4年制大学に改組することを検討しており、今秋に大学基本構想がまとまる予定である。その結果を踏まえて、今後の福祉大学校のあり方について検討する予定。

5 保育の質の向上に向けた県の取組

(1) 現任保育士研修の実施

現在の鳥取県における現任保育士を対象にした研修制度は、県福祉保健部と教育委員会がそれぞれ個別の課題・テーマに沿った研修を実施するほか、「鳥取県子ども家庭育み協会」や全国レベルでは、「社会福祉法人日本保育協会」が階層別・課題別研修を実施している。

ア 鳥取県主催の研修

① 福祉保健部

事業名	概要
保育指針実践研修	改定保育所保育指針をもとに保育所における記録の書き方、保護者に対する支援などを学び保育士の更なる専門性の向上と実践力の強化を目指す研修
保育士スキルアップ研修	非常勤・臨時保育士、届出保育施設等の保育士を対象に保育技術を向上させるため実施する研修
家庭支援従事者研修	保護者支援の手法やあり方について学ぶ研修
保育リーダー養成研修	保育所・保育士の支援を担当する中核的保育士に必要な専門性及び指導力の向上を目指す研修(鳥取大学に委託)
保育士(再)就職支援研修	保育士として就職していない保育士資格保有者に対して、保育技能等を習得させる研修を実施し、保育士として(再)就職を支援する研修(鳥取県社会福祉協議会に委託)
乳児保育、障がい児保育研修	乳児保育、障がい児保育の手法や業務遂行上必要な事項について研修(鳥取県子ども家庭育み協会に委託)
鳥取県人権・同和保育研究会及び新任職員人権・同和保育研修会	「人権・同和保育の手引(改訂版)」を踏まえた保育の推進を図るため、研究発表や意見交換等を通じ、保育に従事する者の人権・同和保育に対する理解を深める研修(鳥取県人権保育連絡会に委託)

② 教育委員会

事業名	概要
専門研修(教育センター)	幼児教育に関する専門的知識・技能の向上を図るための研修
幼稚園教員・保育士合同研修(各教育局)	幼児教育や保育に関する技能の向上や専門的知識の習得を目指した研修

イ 鳥取県子ども家庭育み協会主催の研修

事業名	概要
施設長研修会	保育所の施設長を対象に保育所の社会的責任等に関する見識を深める研修
主任保育士研修会	主任の保育士を対象に実施する保育技能の向上を図る研修
初任・初級保育士研修会	初任・初級の保育士を対象に実施する保育技能の向上を図る研修
食育研修会	調理担当者を対象に実施する食育研修

ウ 社会福祉法人日本保育協会主催の研修

厚生労働省の委託を受けて、全国の保育士を対象に次のような研修が実施しているが、鳥取県の保育士が参加できるのは1研修当たり4名程度になっている。

平成24年度の研修	
保育所中堅保育所長研修会	保育所初任保育所長研修会
保育所初任保育所長（就任予定者）研修会	保育所乳児保育担当者研修会
保育所障害児保育担当者研修会	保育所保護者支援研修会
幼児期の教育研修会	保育所事故予防研修会
保育所主任保育士研修会	

（2）1歳児に係る保育所保育士の特別配置

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上の保育士を配置することが求められているが、鳥取県では、平成14年度から市町村と連携して、満1歳児に係る保育士配置については幼児4.5人に対して1人以上とする施策を行っている。

また、平成24年度からは、当該加配保育士を正規職員とする場合は正規職員単価とする制度見直しを行った。

6 鳥取県における保育士養成の課題と今後のあり方

保育専門学院は、「3 鳥取県立保育専門学院の状況」の「(3) 卒業生の進路」で述べたとおり、学生のニーズに応えるため、佛教大学通信教育学部との提携により幼稚園教諭2種免許取得を可能としているが、近年取得率が下がってきており、幼保一体化が進む中、学生及び社会的ニーズに応えられていない状況にある。また、建物や設備の老朽化及び教室等の狭隘化等の理由により学習環境が悪化しており改善の必要があるが、現在は、倉吉総合看護

専門学校と施設を共用して利用できるスペースに限りがあることから、現在地における運営を前提として改善を図ることは困難である。

従って、本検討委員会では、保育士養成のあり方については、保育専門学院を他の適切な地へ移転整備すること、あるいは保育士養成を県内の能力ある学校法人と連携することに焦点を絞って検討を行った。

また、保育所保育士には多様な保育サービスの提供、児童虐待や発達気になる児童への対応、保護者支援など高度な専門性・保育士の質の向上が求められてきている。しかしながら、公立幼稚園教諭に対する研修が制度的に保障されている現状と比較して、保育士の場合、勤務体制、雇用環境、制度的保障など、いずれの面においても体制が不十分である。また、今後、一層進むことが予測される幼保一体化に対応していくことが保育士に求められており、現任保育士の質の向上を図るために必要な施策について検討を行った。

(1) 検討に当たっての前提

ア 保育士・幼稚園教諭必要数の将来推計

保育士養成のあり方を検討するに当たり、就学前児童数や保育所等入所率の見込みをもとに、平成32年までの保育士等必要数の将来推計を行った。【参考資料2参照】

<将来推計の考え方>

- ・ 就学前児童数に保育所等入所率を乗じて、保育所等入所児童数を算出。
※保育所等入所率は、最も入所率が高くなる直近の平成24年3月のデータを利用
- ・ 保育所等の入所児童数を国の保育士配置基準で割り戻し、保育士等必要数(①)を算出。
※満1歳児の配置基準は、国基準ではなく県の加配基準(4.5:1)を適用
※幼稚園の配置基準は、35:1であるが、保育所の配置基準(3歳児20:1、4~5歳児30:1)を適用
- ・ H21年度県保育士調査の結果に基づき、保育士(非正規を含む。)の中から毎年4.1%に相当する者の退職者があるものとして、当年度保育士等数に退職率を乗じて前年度末保育士等数(②)を算出。
- ・ ①から②を引いたものを年間雇用必要数(③)とした。

<将来推計の結果>

- ・ 少子化の影響を受け保育士等の必要数は減少し、平成32年には平成24年と比較して約4%減少する。
- ・ 保育士等の必要数の減少に伴い、保育士等の新規雇用必要数も減少し、平成32年には平成24年と比較して約13%減少し122人となる。(平成22年3月に保育士養成施設を卒業した者のうち、県内保育所・幼稚園に就職した者の数は、125人)

○ 保育士・幼稚園教諭の将来推計

(単位：人)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	備 考
当年度 保育士等必要数①	3,679	3,677	3,660	3,642	3,628	3,604	3,581	3,557	3,533	約4%減 (H32/H24)
前年度末 保育士等数②	3,539	3,528	3,526	3,510	3,493	3,479	3,457	3,434	3,411	
保育士等新規雇用必 要数③(=①-②)	140	149	133	132	135	125	124	123	122	約13%減 (H32/H24)

※ 小数点以下の処理の関係で①-②が③と一致しないことがある。

イ 県内の幼保一体化に向けた動向

県内の保育所、幼稚園において、近年、幼保一体化に向けた動きが顕著であることは前述のとおりである。

また、保育所の採用試験において、保育士資格と幼稚園免許の併有を求める自治体や社会福祉法人が増えており（現時点で約3分の1の保育所が該当）、今後の保育士養成において、保育士資格と幼稚園教諭免許を取得可能とするニーズは今まで以上に高まるものと思われる。

(2) 今後の保育士養成のあり方について

現在の保育専門学院の現状・課題や上述の保育士等必要数の将来推計及び県内における幼保一体化の動向等を踏まえ、今後の保育士養成のあり方について、次の2つの案を想定し具体的な検討を行った。

案1 保育専門学院を移転・整備し、県直営による保育士養成を継続する方法

- 現在は、倉吉総合看護専門学校と施設を共用し手狭であることから、保育専門学院を倉吉市立河北中学校跡地（平成25年3月に移転予定）に移転させる。
- 現校舎の利用可能な施設・設備はそのまま利用し、必要な施設・設備を整備する。

案2 県内の能力ある学校法人と連携する方法

- 連携する学校法人の定員増を求める。
- 保育専門学院は廃止する。

ア 保育専門学院を移転・整備し、県直営による保育士養成を継続する方法（案1）における課題

保育専門学院を倉吉市立河北中学校跡地に移転・整備し、施設・設備の整備を行うことで、学生の学習環境が改善するが、次のような課題が残る。

(ア) 財政負担

現倉吉市立河北中学校を保育専門学院として再活用するためには、ピアノレッスン室（防音個室）、保育実習室等の整備が必要であるが、それらの経費に多額の財政負担が見込まれる。

(イ) 幼稚園教諭免許取得

保育専門学院は、単独では幼稚園教諭2種免許が取得できないため、昭和52年から佛教大学通信教育学部との提携により同2種免許の取得ができる体制を整えている。

幼稚園教諭免許の取得を可能とするためには、保育専門学院を移転・整備した上で、幼稚園教諭養成機関として指定を受けること又は大学化することが考えられるが、次のような課題があり、通信教育に頼らざるを得ない。

また、近年、保育専門学院の通信教育受講生の状況から、免許を安定的に取得できるか懸念される。

① 幼稚園教諭養成機関としての指定

幼稚園教諭養成機関に係る文部科学大臣の指定については、教育職員免許法施行規則第28条第1項により「指定は、大学の課程における教員の養成数が不十分な場合に限り行うものとする。」とされており、大学（短期大学を含む。）の課程において幼稚園教諭の養成数が不十分とは言えない現状においては、保育専門学院が新たに指定を受けることは難しいと思われる。

② 保育専門学院を大学化することの可能性

保育専門学院単独で幼稚園教諭免許を取得可能にするために、保育専門学院を大学化する選択肢が提起されたが、大学化することについては次の点を踏まえて慎重に検討すべきである。

- 大学化するためには、大学設置基準（教育課程、教員組織、校地、校舎等）に適合する必要があるが、現在の教員体制等では基準（短期大学の場合であっても8名以上の教授等を置く必要がある。）を満たさず、新たに教授等の人材を確保する必要がある。また、施設や教員体制の整備・充実を行うことには多大な財政負担が伴う。
- 近隣の鳥取短期大学との競合が想定され、私学振興・高等教育機関振興の視点から大学化は困難である。

(ウ) 教員体制の課題

保育専門学院では、教科目の6割以上を外部講師に依存している。外部に頼らない安定的な教育体制を構築するためには、新たに専任教員を雇用し、できるだけ単独で教育を実施できる教員体制を整える必要がある。

イ 県内の学校法人と連携する方法（案２）における課題

（ア）保育士需給の適正水準の確保

保育専門学院を廃止することに伴い、保育士の需給バランスが崩れないようにしなければならない。廃止するに当たっては、他の能力のある学校法人が運営する指定保育士養成施設の入学定員増を求め、将来の保育士の需給バランスが適正に維持されることが必要である。

（イ）学生の経済的負担

保育専門学院を卒業するまでに必要な経費（入学金、授業料等）は、佛教大学通信教育を受講する場合が約129万円、受講しない場合が約63万円で、近隣の短期大学（約208万円）と比べて低額である。【参考資料3参照】

県内の学校法人と連携する場合には、公的奨学金制度の利用が可能（保育専門学院の場合、各種学校のため公的奨学金制度の対象外）となるが、保育専門学院生の約3割が授業料等の支弁が困難であることを理由に授業料等の減免措置を受けていたことを考慮し、今後、家計の状況に関わらず保育士を目指すことができるよう学生に対する新たな経済的支援制度の創設を検討する必要がある。なお、本制度の創設に当たっては、できるだけ受給条件を低く設定し、利便性の高い制度にすることに配慮すべきである。

（ウ）保育専門学院廃止後の県の役割

県内の学校法人と連携し保育士養成を民間に委ね、保育専門学院を廃止した場合には、県内の高等教育機関と連携した現任保育士の研修制度の充実等、保育の質の向上に向けた取り組みや保育士資格を有しながら保育士として就労していない者の掘り起こしに努める必要がある。

（３）今後の県の役割について

近年、児童虐待や発達が気になる児童への対応、保護者支援など、保育士・幼稚園教諭の専門性が求められており、保育に係る資質の向上及び人材の確保は県の重要な役割である。

また、県内において、平成24年4月時点で認定こども園が11施設、幼保一体化施設が4施設となり、平成25年度以降の開設の動きもあるなど、幼保一体化が進んでいる。

こうした動きの中、保育の質の向上及び保育に係る人材の確保は、今後、一層求められる。幸い鳥取県は、都道府県の中でも年度当初の保育所待機児童ゼロを継続している数少ない県の1つである。であるからこそ、県は、県内の高等教育機関と連携し次のような保育の質の向上や、保育士の確保に向けた施策に積極的に取り組むべきと考える。

ア 現任保育士の研修制度の充実

(ア) 新規採用時、5年経歴時など節目ごとの研修の実施

公立幼稚園教諭については、新規採用職員研修及び10年経歴者研修が制度的に保障されているが、保育士及び私立幼稚園教諭については研修制度がないことから、県内大学と連携して、保育士等の雇用形態を問わず、新規採用時や5年経歴時といった節目ごとに研修を行うこと。

(イ) 保育士資格や幼稚園教諭免許の取得支援

今後、保育所と幼稚園の幼保一体化が進行すると、保育士資格と幼稚園教諭免許の保有が一層求められることから、県内大学と連携して、それぞれ一方のみの資格・免許を有する者が他方の資格・免許を取得することができるよう講座を開設すること。

(ウ) 保育士・幼稚園教諭のリカレント教育（長期）の充実

現在、県は保育リーダー養成研修を鳥取大学に委託して実施しているところであるが、地理的に西部居住の方の参加が困難となっている。

また、保育所等で通常勤務をしながら隔週水曜日に研修を受けることは、受講生の身体的・精神的負担となっている。

このようなことから、県は、県内大学と連携して、地理等に左右されず数週間から数ヶ月、仕事から離れて継続的に研修を受講できる制度を創設するべきである。

(エ) 研修参加に係る代替保育士等の配置支援の充実

現任保育士等が研修に参加するためには、代替保育士等を雇用することが必要になるが、施設にとってはその経費が負担となっている。県は、現任保育士等が研修に参加しやすい環境を整えるため、当該経費に対する補助制度の継続及び拡充を検討するべきである。

イ 保育士配置の充実支援

鳥取県では、国の基準に上乗せして、満1歳児の保育士配置を幼児4.5人に対して1人以上の保育士にする施策を平成14年度から行っているが、保育の質の向上のため、他の年齢児においても同様の保育士加配制度を創設することを検討するべきである。

ウ 保育士の人材確保

本年度に実施する保育士登録者へのアンケート調査結果を踏まえて、保育士（再）就職支援研修事業の充実を図り、保育士資格を有しているにも関わらず現在は保育士として働いていない方が、保育現場で働けるよう支援する必要がある。

7 おわりに

本委員会では、保育士養成の現状分析、保育士養成施設の現地視察、検討が必要な論点整理等に基づき、平成23年11月から平成24年7月まで計6回にわたって具体的な検討を行ってきたが、保育士を希望し、経済的な理由で進学できない学生の進路として保育専門学院を残すべきとする意見と、今のままでは社会のすう勢に遅れてしまうとの意見があり、保育専門学院の移転・整備か、県内の学校法人と連携するのが良いのか、一つの方向に結論づけることができなかった。

鳥取県では、平成22年9月に「子育て王国鳥取県」の建国を宣言し、現在、様々な子育て支援施策に取り組んでいるところである。今後、県において、本報告書を踏まえてより具体的な検討を行うとともに、県民の理解が得られるよう、保育士養成に係る県と民間の適切な役割分担のあり方や県が保育士養成を実施することの費用対効果を十分に検証し、速やかに保育士養成の今後のあるべき姿を定め実践されることを希望する。

【補 足】

第6回検討委員会において、事務局から次の事項について報告が行われた。

現時点においては、未確定な情報も含まれており、本報告書には反映させないが、今後の県における検討に資するように付記しておく。

- ・ 平成25年度入学生からは、幼稚園教諭免許の取得に係る通信教育の提携大学が、佛教大学から大阪芸術大学短期大学部に変更になるが、同短期大学部の通信教育部費用は45万円程度であり、佛教大学と比較して20万円程度低額になること。
- ・ 平成22・23年度卒業生の幼稚園教諭免許の取得率が30%を下回った主な理由は、計画的な教科目の履修や学院生指導が必ずしも十分ではなかったためと推測される。現在は、佛教大学と連携して学院生指導を充実させており、平成24年度卒業生からは取得率の改善が見込まれること。
- ・ また、大阪芸術大学短期大学部と既に提携している指定保育士養成施設における幼稚園教諭免許の取得率は軒並み80%を超えており、同短期大学部と提携後は、他の指定保育士養成施設と同様の状況になる可能性が高いこと。

【保育士養成のあり方検討委員会委員】

分野	役職名	氏名
市町村	鳥取県市長会（倉吉市長）	石田 耕太郎
	鳥取県町村会会長（日吉津村長）	石 操
関係団体	鳥取県子ども家庭育み協会会長	大橋 和久
	鳥取県私立学校協会会長	永島 正道
	鳥取県私立幼稚園協会副会長	西田 直美
	鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長	田中 佳代子
	倉吉商工会議所女性会まちづくり委員	向井 恵美子
保育士等養成機関	佛教大学教授（前鳥取大学地域学部教授）	◎ 奥野 隆一
高等学校	倉吉総合産業高等学校進路指導主事	藤本 朗
保護者	前鳥取工業高等学校PTA会長	中尾 トモ子
鳥取県	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長	山口 秀樹 (H24.4.1～) 末永 洋之

◎ 委員長

【保育士養成のあり方検討委員会の検討経過】

区分	日時	内容
第1回	平成23年11月17日	県内の保育士養成の現状について
第2回	平成23年12月20日	保育専門学院等の現地視察
第3回	平成24年 1月23日	将来推計、保育専門学院を移転充実する場合における課題について
第4回	平成24年 2月14日	保育専門学院を移転充実する場合における課題について
第5回	平成24年 6月 1日	これまでの検討に係る論点等の整理について
第6回	平成24年 7月26日	検討委員会の報告書案について

【参考資料 1 : 都道府県別指定保育士養成施設の設置状況】

平成 23 年 4 月 1 日現在

	都道府県名	入学定員 (1万人当たり)	入学定員		施設数
			0~4歳 までの人口	入学定員	
1	京都府	168.15	105,562	1,775	21
2	福岡県	147.62	222,872	3,290	29
3	岡山県	144.26	82,489	1,190	19
4	奈良県	143.31	55,125	790	8
5	群馬県	139.04	83,429	1,160	16
6	兵庫県	121.07	236,222	2,860	37
7	青森県	119.68	48,461	580	8
8	山口県	116.65	56,579	660	10
9	徳島県	115.77	28,937	335	5
10	東京都	115.24	500,269	5,765	70
11	大阪府	110.99	364,903	4,050	48
12	愛知県	109.37	346,338	3,788	44
13	佐賀県	103.26	37,770	390	4
14	北海道	100.01	200,977	2,010	26
15	宮城県	98.71	95,732	945	14
16	千葉県	93.84	255,768	2,400	22
17	山梨県	89.51	34,075	305	5
18	福島県	85.46	81,909	700	8
19	鹿児島県	85.25	73,903	630	6
20	岐阜県	83.23	87,713	730	11
21	富山県	81.89	42,738	350	6
22	広島県	81.38	124,114	1,010	13
23	栃木県	80.57	84,400	680	8
24	埼玉県	78.09	301,586	2,355	25
25	長野県	77.26	89,961	695	9
26	鳥取県	74.44	24,181	180	3
27	香川県	73.84	40,631	300	6
28	石川県	72.65	49,550	360	4
29	長崎県	71.36	58,853	420	7
30	神奈川県	70.14	386,632	2,712	22
31	宮崎県	70.03	49,977	350	4
32	大分県	66.86	49,360	330	4
33	山形県	62.60	44,727	280	3
34	愛媛県	62.29	56,508	352	6
35	福井県	62.08	34,634	215	3
36	新潟県	61.51	91,041	560	9
37	岩手県	59.37	49,685	295	5
38	静岡県	51.30	161,778	830	10
39	滋賀県	49.07	67,249	330	4
40	三重県	48.54	78,290	380	5
41	秋田県	47.48	35,808	170	3
42	茨城県	47.00	122,330	575	6
43	熊本県	46.70	79,226	370	5
44	沖縄県	34.04	80,792	275	2
45	島根県	29.90	28,425	85	2
46	高知県	28.69	27,885	80	1
47	和歌山県	26.77	37,354	100	1
合計		92.49	5,296,748	48,992	587

※ 入学定員及び施設数には、通信教育制の養成施設は含まない。

※ 人口は、平成 22 年国勢調査による。

【参考資料 2 : 鳥取県における保育士等需要の将来推計】

[1] 就学前児童数の推移及び将来推計

年齢	単位:千人																	参考 H32
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
0歳	5.295	5.043	5.108	4.997	4.957	4.861	4.718	4.882	4.828	4.773	4.719	4.664	4.610	4.555	4.501	4.447	4.392	20
1歳	5.388	5.256	4.877	5.089	4.952	4.942	4.82	4.575	4.817	4.763	4.709	4.656	4.602	4.548	4.495	4.441	4.387	
2歳	5.368	5.366	5.15	4.864	5.077	4.93	4.957	4.702	4.539	4.779	4.726	4.672	4.619	4.566	4.512	4.459	4.406	
3歳	5.574	5.338	5.327	5.165	4.815	5.068	4.911	4.856	4.671	4.510	4.748	4.695	4.642	4.589	4.536	4.483	4.430	
4歳	5.439	5.58	5.261	5.327	5.14	4.806	5.068	4.867	4.836	4.652	4.491	4.728	4.675	4.623	4.570	4.517	4.465	
5歳	5.414	5.405	5.601	5.242	5.286	5.126	4.801	5.076	4.856	4.825	4.642	4.481	4.717	4.665	4.612	4.560	4.507	
計	32.478	31.988	31.324	30.684	30.227	29.733	29.275	28.958	28.547	28.302	28.034	27.896	27.865	27.546	27.226	26.907	26.587	

- 1) 太線内 (H16 ~ H23) は、鳥取県の各歳別推計人口(各年 10 月 1 日現在)
- 2) H24 ~ H32 の 0 歳児人口の推計は、H16 ~ H23 の 0 歳児人口の減少が今後も同様に継続するものとして算定。
- 3) H24 ~ H32 の 1 ~ 5 歳児人口の推計は、前年度児童数に減少率【(H17 ~ H23 児童数) / (H16 ~ H22 児童数)】を乗じて算定。
例：H25 の 3 歳児人口は、H24 の 2 歳児人口に減少率【(H17 ~ H23 の 3 歳児童数) / (H16 ~ H22 の 2 歳児童数)】を乗じて算定。
- 4) 二重線内 (H32) は、「日本の都道府県別将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所：H19 年 5 月推計)」の数値を参考として掲載したもの。

[2] 保育所・幼稚園入所率 (各年度3月1日時点) の推移及び将来推計

平成 2 4 年 3 月時点の入所率が将来にわたって続くものとして推計。

年齢	単位: %																
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
0歳	21.3	22.9	22.6	25.2	26.4	26.4	30.8	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1
1歳	39.6	41.6	45.7	43.9	46.9	48.7	49.8	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1
2歳	48.5	49.8	52.9	56.1	55.9	59.7	59.1	63.2	63.2	63.2	63.2	63.2	63.2	63.2	63.2	63.2	63.2
3歳	89	92.2	90.8	95.5	99.1	91.8	96.1	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5
4歳~	99.7	99.8	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

- 1) 太線内 (H16 ~ H23) は実績

[3] 入所児童数（各年度3月1日時点）の推移及び将来推計 [1] × [2]

単位:千人																	
年齢	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
0歳	1.129	1.156	1.155	1.257	1.310	1.283	1.453	1.516	1.50	1.48	1.47	1.45	1.43	1.42	1.40	1.38	1.37
1歳	2.131	2.187	2.228	2.234	2.322	2.409	2.398	2.431	2.56	2.53	2.50	2.47	2.44	2.42	2.39	2.36	2.33
2歳	2.604	2.672	2.722	2.730	2.838	2.944	2.931	2.972	2.87	3.02	2.99	2.95	2.92	2.89	2.85	2.82	2.78
3歳	4.960	4.920	4.837	4.934	4.774	4.651	4.720	4.783	4.60	4.44	4.68	4.62	4.57	4.52	4.47	4.42	4.36
4歳	10.817	10.959	10.884	10.626	10.513	10.356	10.028	9.946	4.84	4.65	4.49	4.73	4.68	4.62	4.57	4.52	4.46
5歳									4.86	4.82	4.64	4.48	4.72	4.66	4.61	4.56	4.51
計	21.641	21.894	21.826	21.781	21.757	21.643	21.53	21.648	21.22	20.95	20.76	20.71	20.76	20.53	20.29	20.05	19.82

- 1) 太線内 (H16 ~ H23) は、保育所入所児童数（福祉行政報告例（各年度3月1日現在））と幼稚園園児数（学校基本調査（各年5月1日現在））の合計（実績値）
- 2) H23以降の数値は、年齢別将来推計人口 [1] に保育所等入所率の将来推計値 [2] を乗じて算出

[4] 保育士・幼稚園教諭需要の将来推計

単位:人																				
年齢	国の配置基準 (1歳児については4.5:1)							H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
クラス担任	0歳								428	484	505	500	495	489	484	478	472	467	461	455
	1歳	児童:保育士 0歳 3:1							535	533	540	568	562	556	549	543	537	530	524	518
	2歳	1歳 4.5:1							491	489	495	478	503	498	492	487	481	475	470	464
	3歳	2歳 6:1							233	236	239	230	222	234	231	229	226	223	221	218
	4歳	3歳 20:1							345	334	332	161	155	150	158	156	154	152	151	149
	5歳	4歳 30:1										162	161	155	149	157	155	154	152	150
計	5歳 30:1							2,031	2,076	2,112	2,100	2,098	2,081	2,063	2,049	2,025	2,002	1,978	1,954	
クラス担当以外(園長、フリー、加配等)								1579	1579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	
合計(A)								3,610	3,655	3,691	3,679	3,677	3,660	3,642	3,628	3,604	3,581	3,557	3,533	
定年早期退職者数(A×4.1%) B										151	151	151	150	149	149	148	147	146	145	
前年度末保育士・幼稚園教諭数 C(前年度A-前年度B)										-	3,539	3,528	3,526	3,510	3,493	3,479	3,457	3,434	3,411	
年間の新規雇用必要数 D(A-C)										-	140	149	133	132	135	125	124	123	122	
県内養成施設での養成数(保専50 鳥短120 鳥大10)										180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180

年間の新規雇用必要数		140	149	133	132	135	125	124	123	122
県内・県外養成施設卒業生の県内保育所・幼稚園就職者数(推計)	県外養成施設卒業生	47	47	47	47	47	47	47	47	47
	県内養成施設卒業生(必要数)	93	102	86	85	88	78	77	76	75

- 1) H 21 年度の保育所保育士（H 21 県調査結果の有資格者を全保育所数で割り戻して算出）及び幼稚園教諭の人数から、国の配置基準(1 歳児については 4.5 : 1)から算出したクラス担当以外の職員（園長、副園長、フリー、加配のほか単純計算による誤差分を含む）を 1579 人と推計し、児童の人数にかかわらず継続し一定人数必要なものとして算出。
- 2) 定年・早期退職者の割合は、H 21 年度県保育士調査から正職員の定年・早期退職者の割合。非正規職員についても同率での完全退職者があるものとして推計。
- 3) 県外養成施設卒業生の県内保育所・幼稚園就職者数(47)は、近年の資格取得者の保育所・幼稚園就職者が減少傾向(全国)であること、県内において、年により変動があることから、H 20 ～ 22 年度の平均数 47.7 の少数点以下を切り捨てて算出。
- 4) 県内養成施設卒業生の県内保育所・幼稚園就職者数（必要数）は「年間の新規雇用必要数」－「県外養成施設卒業生」により算出。

【参考資料3：必要経費の比較】

		県立保育専門学院	(例) 鳥取短期大学
必 要 経 費	入学金	5, 550円	240, 000円
	授業料等	<ul style="list-style-type: none"> ・月額9,400円 2年間で225,600円 ・佛教大学通信教育を受講する場合 600,000円+スクーリング経費 (約6万円程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料 年間440,000円 2年間で880,000円 ・教育設備充実費 年間400,000円 2年間で800,000円
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教材、実習、自治会費等 1年次：190,000円 2年次：210,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材費(2年間) 40,000円 ・実習費(2年間) 60,000円 ・後援会費(2年間) 40,000円 ・学友会費(2年間) 12,000円 ・各種保険(1年次のみ) 2,080円 ・同窓会費(2年次のみ) 10,000円
	2年間の 必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・佛教大学通信教育を受講する場合 約129万円 ・佛教大学通信教育を受講しない場合 約63万円 	約208万円
支 援 制 度	奨学金・ 減免制度	<ul style="list-style-type: none"> ・公的奨学金の対象外 ・授業料等の減免(保護者の疾病等により授業料等の支弁が困難な場合) ⇒毎年3割前後の学生が全額、半額免除の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・独自奨学金制度(6制度) 鳥取短期大学奨学金(授業料減免) 鳥取短期大学後援会奨学金(〃) とりたん社会人奨学金(年20万円) とりたんファミリー奨学金(年24万円) とりたん同窓会支援(年24万円) とりたん同窓会奨励金(図書カード) ・中部ふるさと奨学金(年22万円) をはじめ、各種公的奨学金制度の対象 ⇒およそ学生の半数が対象
	貸付金 制度	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協生活福祉資金貸付事業(福祉資金)による貸付 上限：400万円 貸付要件：低所得世帯(前年所得の1/12が生活保護費の2倍額未満の世帯であること)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協生活福祉資金貸付事業(教育支援資金)による貸付 月額6万円 貸付要件：同左 ※ただし、公的奨学金を受けられる場合は対象外